

平成30年6月市議会定例会

環境部

議案説明資料

目次

<予算案件>

環境部所管 平成30年6月補正予算(案)総括表……1頁

1 国際展開事業費

パリ州及びスマラン市における都市間連携事業…2頁

2 エコタウン推進事業費

環境調和型地域振興施設整備資金補助金の返還
について……3頁

3 斎場管理費

富山市斎場整備事業に係る債務負担行為の設定
について……4頁

<予算案件>

環境部所管 平成30年6月補正予算(案) 総括表

【一般会計】

(単位:千円)

区分 予算科目(款・項)	平成30年度 予算補正前の額 A	平成30年6月 補正額(案) B	計 A+B
(款4)衛生費	3,844,821	68,528	3,913,349
(項2)環境衛生費	3,844,821	68,528	3,913,349

1 国際展開事業費

バリ州及びスマラン市における都市間連携事業

[環境政策課]

1 概要

インドネシア共和国バリ州及び（中部ジャワ州）スマラン市からの要請にもとづき、環境省所管の「低炭素社会実現のための都市間連携事業」を活用し、現地での調査について、市内企業を支援するもの。

2 市の役割

- (1) インドネシア側政府機関窓口
- (2) 各種施策の知見・ノウハウの提供
- (3) 市内企業との調整

3 事業内容

[バリ州]

世界有数の観光都市であるバリ州において、省エネルギー等に関する技術やノウハウを導入することにより低炭素化を図るとともに、観光地としての価値を高めるための可能性調査を支援する。

- (1) ホテルなど観光客向け施設の省エネルギー化事業
- (2) バリの地域特性を活用した小水力発電などの再生可能エネルギー事業
- (3) CNGバスの導入など公共交通における低炭素化事業

[スマラン市]

インドネシア有数の都市であり、労働賃金が比較的安価なため工業団地が集積しているスマラン市において、工場の古い設備を更新し、効率の高いボイラーや冷凍機（チラー）などの最新設備を導入することで省エネルギー化を図り、低炭素社会の実現を推進するための可能性調査を支援する。

- ・旅費（普通旅費・特別旅費） 9,673千円
- ・その他（通信運搬費など） 158千円

4 スケジュール

年 月 日	内 容
平成30年4月6日	国の事業採択
平成30年6月～31年2月	現地調査（バリ州6回、スマラン市4回）
平成31年1月	東京でのワークショップ
平成31年2月	国へ報告書提出

5 補正予算額 9,831千円（特定財源8,729千円、一般財源1,102千円）

* 「（環境省）低炭素社会実現のための都市間連携事業委託」8,729千円を活用予定

2 エコタウン推進事業費

環境調和型地域振興施設整備資金補助金の返還について

[環境政策課]

1 概要

本市のエコタウン推進事業として、平成15年4月に経済産業省の環境調和型地域振興施設整備資金を活用して廃プラスチックリサイクル施設を操業した(株)プリテックが、本年7月末日で解散し財産処分することとなったため、当該補助金を経済産業省へ返還するもの。

2 返還方法等

返還額については、国の基準により、財産処分する時点で耐用年数を経過していない資産の帳簿価格の1/2の額とされている。また、返還方法については、間接補助事業者である(株)プリテックから、貸付事業者である富山市を經由して経済産業省へ返還するもの。

3 補正予算額 58,697千円

4 参考

■平成30年7月末(15年4か月経過)時点の資産帳簿価格及び返還額

資産名	耐用年数	帳簿価格	返還額
建物	31年	117,393,410円	58,696,705円
建物付属設備	15年	3,982,339円	0円
構築物	10年	624,145円	0円
機械装置	8年	5,700,191円	0円
計		127,700,085円	58,696,705円

※建物付属設備・構築物・機械装置は、各々耐用年数を経過しているため返還不要

3 齋場管理費

富山市齋場再整備事業に係る債務負担行為の設定について

[環境保全課]

1 趣 旨

富山市齋場については、P F I手法を導入した再整備を実施することとしている。平成30年度中に再整備事業を担う民間事業者を公募するにあたり、事前に債務負担行為の設定が必要であることから、議決を求めるもの。

2 事業内容

富山市齋場の再整備は、施設の設計、建設、維持管理・運営（19年7か月）、既存施設の解体・撤去の業務を一括して民間事業者が発注する予定である。

【事業費の内訳】

（1）新齋場の施設整備費	3, 668, 515千円
（2）新齋場の維持管理・運営費	3, 363, 430千円
（3）旧齋場の解体・撤去費	368, 847千円

3 債務負担行為限度額

期 間：平成30年度から平成52年度

限度額：7, 400, 792千円

上記金額に金利変動及び物価変動による増減額並びに消費税及び地方消費税による増減額を加算した額の範囲内。